

日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会専門委員会規程

(趣旨)

第 1 条 この規程は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会則第 14 条第 3 項の規定に基づき、専門委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員会の種類等)

第 2 条 委員会の種類並びに常任委員会からの付託事項及び委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第 3 条 委員会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1 名

(2) 副委員長 1 名

2 委員長及び副委員長は、日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ実行委員会会長(以下「会長」という。)が委嘱する。

3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 委員長は、必要があるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(部会)

第 5 条 委員会は、運営上必要があるときは、部会を設けることができる。

2 部会の委員は、会長が委嘱する。

3 部会に関する事項は、委員長が定める。

(委任)

第 6 条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の承認を得て別に定める。

附 則

この規程は、平成 29 年 10 月 30 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 7 月 9 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 7 月 6 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 3 年 2 月 15 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 2 月 14 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 8 月 22 日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年9月4日から施行する。

別表（第2条関係）

委員会名	付託事項	委任事項
総務企画専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の立案に関する事 と。 2 会場地選定に関する事 と。 3 県及び会場地市町村の業務分担に 関する事 と。 4 他の専門委員会に属さない重要な 事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 総合的な計画の推進に関する事 と。 2 文化プログラムに関する事 と。 3 他の専門委員会に属さない事項に 関する事 と。
競技運営専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営等の基本的事項に関する 事 と。 2 競技運営に係る計画の立案に関す る事 と。 3 競技用具の整備計画の事項に関す る事 と。 4 その他の競技運営に係る重要な事 項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技運営に係る計画の推進に関す る事 と。 2 競技役員等の養成及び編成に関す る事 と。 3 競技用具整備の推進に関する事 と。 4 デモンストレーションスポーツに 関する事 と。 5 リハーサル大会に関する事 と。 6 競技記録に関する事 と。 7 その他競技運営に関する事 と。
施設整備専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の基本的事 項に関する事 と。 2 開・閉会式会場及び関連施設整備 の基本的事項に関する事 と。 3 情報通信施設の基本的事項に関す る事 と。 4 その他施設に係る重要事項に関す る事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 競技施設及び関連施設の調査、調 整等に関する事 と。 2 開・閉会式会場及び関連施設の調 査、調整等に関する事 と。 3 情報通信施設の調査、調整等に関 する事 と。 4 その他施設に係る調査、調整等に関 する事 と。
広報・県民運動 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報の基本的事項に関する事 と。 2 県民運動の基本的事項に関する事 と。 3 その他広報及び県民運動に係る重 要な事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 広報及び啓発の実施に関する事 と。 2 県民運動の推進に関する事 と。 3 愛称・スローガン、マスコット等 に関する事 と。 4 報道機関との調整に関する事 と。 5 記録映像及び記録写真に関する事 と。 6 その他広報及び県民運動に関する 事 と。
全国障害者 スポーツ大会 専門委員会	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の立案に関する事 と。 2 その他全国障害者スポーツ大会に 係る重要な事項に関する事 と。 	<ol style="list-style-type: none"> 1 全国障害者スポーツ大会の競技運 営に係る計画の推進に関する事 と。 2 その他全国障害者スポーツ大会に 関する事（他の専門委員会の委任 事項は除く）。

委員会名	付託事項	委任事項
宿泊・衛生 専門委員会	1 宿泊の基本的事項に関する事 2 医事・衛生の基本的事項に関する 3 その他宿泊及び医事・衛生に係る 重要な事項に関する事。	1 宿泊業務に関する事。 2 標準献立及び食品調達に関する事 3 医療救護及び防疫に関する事。 4 食品衛生及び環境衛生に関する事 5 馬事衛生に関する事。 6 その他宿泊及び医事衛生に関する 事。
輸送・交通 専門委員会	1 輸送及び交通の基本的事項に関す 2 その他輸送・交通に係る重要な事 項に関する事。	1 全国輸送に関する事。 2 開・閉会式の輸送に関する事。 3 競技会場の輸送に関する事。 4 その他輸送及び交通に関する事。
式典専門委員会	1 式典の基本的事項に関する事。 2 その他式典に係る重要な事項に関 すること。	1 開・閉会式の企画及び運営に関す 2 式典音楽に関する事。 3 式典演技に関する事。 4 大会旗・炬火リレーに関する事 5 その他式典に関する事。